

呉港臨港地区（阿賀マリノポリス地区）の分区指定について（報告）

1 臨港地区の分区指定について

「臨港地区」は、港湾施設及び港湾の管理運営に必要な地域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき定められます。

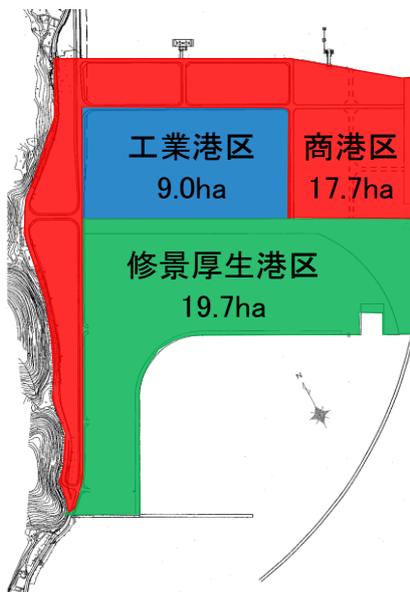
「分区」は、港湾法に基づき、港湾管理者が臨港地区内を機能・目的に区分して指定するもので、それぞれの目的に従って、構築物の用途を規制することにより、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止し、港湾機能の確保を図るものです。

呉市では港湾法第40条第1項の規定に基づき、呉市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和62年呉市条例第30号）を制定し、指定した次の四つの分区の区域内における建築物その他の構築物の建設を規制しています。

- (1) 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- (2) 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- (3) 漁港区 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
- (4) 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

2 阿賀マリノポリス地区における分区指定について

平成19年3月に臨港地区に追加された阿賀マリノポリス地区について、これまで無分区（46.4ha）としていましたが、この度の呉港港湾計画（軽易な変更）の土地利用計画の変更に伴い新たに分区指定を行ったものです。



- ・商港区 17.7ha
- ・工業港区 9.0ha
- ・修景厚生港区 19.7ha

3 呉市地方港湾審議会への諮問及び答申

本件については、平成28年10月4日に呉市地方港湾審議会において審議され、諮問案のとおり決定することが適当である旨の答申を得ています。